

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日)  
当日は、その翌日

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定  
保険医の登録  
飼料の試験の結果の概要  
保安林の指定予定
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施  
採石業務管理者試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第五百八十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田 村 医 院	鳥取市掛出町一一	昭和五十七年五月十五日
宝 意 内 科 医 院	米子市万能町一六	"
米 川 外 科 医 院	米子市西三柳大沢八八〇一一	"
竹 内 齒 科 医 院	鳥取市新町二一〇	昭和五十七年五月二十二日
灘 尾 齒 科 医 院	東伯郡赤碓町大字赤碓 一三五四	昭和五十七年五月二十九日
ナガセ 齒 科 医 院	米子市三旗町一〇	昭和五十七年五月二十一日
は た 薬 局	岩美郡国府町大字宮ノ下 字八反田四六〇一三	昭和五十七年五月十五日
田 中 外 科 内 科	鳥取市吉方温泉三丁目八〇七	昭和五十七年五月二十六日

鳥取県告示第五百八十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十七年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山田 芳江	鳥齒第四三二号	昭和五十七年五月十一日

鳥取県告示第五百八十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十七年四月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十七年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要														
				粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	揮発性窒素	揮発性水溶性窒素	消化率	DCP	TDN	ME	その他検査		
広島市 船入精工株式会社 船入工場	西伯郡中山町田中163-3	肉牛用蛋白サプリメントB-32	57.8	32.0	2.0	6.3	17.5	4.44	0.80									
		④イリコネ牛用配合飼料 マイクロナーク	57.8	16.9	2.9	5.0	5.4	0.78	0.58									
淀江町 鳥取アロイラン 農協淀江工場	西伯郡淀江町中野562-5	二種混合(小割)	57.4	8.8		1.6												
		フェザーミール	57.4	84.1	9.1	0.2	2.8	0.50	0.38	0.1								
鳥取アロイラン 農協同組合	家畜処理副産物		57.4	56.0	11.5	0.8	18.8	5.67	3.26									

神戸市 近畿くみあい飼料株式会社 工場	米子市昭和町 農業協同組合連合会 米子支所	①くみあい標準配合飼料 キノグビーラトツラ後期	くみあい配合飼料 ピグコーラルC	②くみあい標準配合飼料 キノグビーラトツラ前期	くみあい配合飼料 ピグコーラルB	くみあい標準配合飼料 スーパードグAベレット	くみあい配合飼料 モーレット	くみあい標準配合飼料 スーパードグBベレット	57.3	13.7	3.2	3.5	5.0	0.75	0.47					
			57.3	57.4	57.4	57.3	57.4	57.3	17.3	3.9	2.1	4.4	0.64	0.56						

注 1 飼料の名称の欄中「①」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。  
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県告示第五百八十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 保安林予定森林の所在場所  
東伯郡関金町大字野添字西鴨（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 1 八頭郡八東町大字茂谷字松尾山、大字佐崎字松尾山、大字妻鹿野字扇山、字方祖原、字唐戸(以上四字国有林)

- 2 八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川、字キチ山、大字測見字宮ノ谷、字和寿谷、大字茗荷谷字浦山、字尾出見、大字菴米字氷ノ仙、大字小舟字小舟山、字クソキ谷一五一の四、一一五一の六、大字中原字奥若浪、字外ノ岡、字中江一三三五から一三三九まで、一三四〇の二、大字落折字坂ノ谷、字ハサリ、大字吉川字吉川山、字ジャヤ谷ヨリウヘ山マデ一〇三六の一九、一〇三六の二一、大字須澄字家ノ谷、大字糸白見字東山、大字屋堂羅字大谷二〇四の一(以上一五字及び一一筆国有林)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに八東町役場及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百八十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年一月十九日 鳥取県指令受米土維第千二百十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市吉岡字大川端

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市富士見町二丁目一五三

クリーン企業有限会社

代表取締役 川本泰巖

鳥取県告示第五百八十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年六月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年四月二十六日 鳥取県指令受米土維第三百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字柿ノ木谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町三丁目一〇四

遠藤不動産

代表者 遠藤宗一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

昭和五十七年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年六月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一日時 昭和五十七年六月十八日（金）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 青年リーダー研修会について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年六月八日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一日時 昭和五十七年六月十二日（土）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

- 三 雜 題
- 1 鹿角鹿種繁殖維持促進法の改正について
  - 2 その他

### 公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項の規定により、甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和57年6月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験の種類及び試験科目
  - (1) 試験の種類
    - ア 甲種火薬類取扱保安責任者試験
    - イ 乙種火薬類取扱保安責任者試験
  - (2) 試験科目
    - ア 火薬類取締りに関する法令
    - イ 一般火薬学
- 2 試験の期日及び場所
  - (1) 試験の期日  
昭和57年8月3日（火） 午前10時から午前12時まで

(2) 試験の場所  
鳥取市及び米子市

3 受験手続  
次の書類を鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真

縦6センチメートル横5センチメートルのものであつて、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

(4) 住民票抄本  
なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県火薬保安協会に備えてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及びその納付方法  
(1) 受験手数料 3,000円

(2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。この場合消印しないこと。

5 受験願書の受付期間  
昭和57年6月15日（火）から同月30日（水）まで  
(郵送による場合は、昭和57年6月30日（水）までの消印のあるものに限る。)

6 受験票

受験願書を受け付けた者には受験票を交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

昭和57年 6月 1日に実施した第11回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和57年 6月 8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

合格者の氏名

有田 隆次 井上 邦明 寺谷 武 杉本 真